六、スター食糧株式会社に対する件

昭和四十八年（排）第二十六号

排除命令

東京都中央区日本橋浜町三丁目十一番十二号
スター食糧株式会社
右代表者　代表取締役　端山五朗

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　スター食糧株式会社は、昭和四十八年七月一日から同年十二月十日までを期間とし、豆類の小売業者を対象に、「ダイヤモンドが当るダイヤスター謝恩特売」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、豆類の小売業者を対象に、「ダイヤモンドが当るダイヤスター謝恩特売」と称し、昭和四十八年七月一日から同年十二月十日までを期間として実施した懸賞による景品類の提供の企画に基づく景品類を供与してはなら

ない。

三　同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　スター食糧株式会社（以下「スター食糧」という。）は、肩書地に本店を置き、主として、雑穀、豆類等の卸売業を営む事業者である。

二　スター食糧は、豆類の小売業者を対象に、「ダイヤモンドが当るダイヤスター謝恩特売」と称し、昭和四十八年七月一日から同年十二月十日までを期間とし、期間中における豆類及びポップコーンの購入者に対し、一ケースごとに補助券一枚を封入し、補助券五枚をもって抽せん券と引換え、抽せんにより景品類として、特賞（ダイヤスター賞）ダイヤモンド指環（一〇〇万円相当）一本、一等賞エメラルド指環（三〇万円相当）二本、二等賞オパール指環（五万円相当）二十本、三等賞真珠指環（一万円相当）百本を提供することを企画し、この企画を実施した。

三　しかるに、当該懸賞に係る最低の取引価額は、ポップコーン（一ケース約二千五百六十円）の五ケース分約一万二千八百円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は一万円である。したがって、右景品類のうち、特賞（ダイヤスター賞）ダイヤモンド指環、一等賞エメラルド指環及び二等賞オパール指環の価額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、スター食糧の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制

限」備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同制限告示第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十八年九月二十六日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久